

令和3年度国民健康保険税について

<医療給付費分>

区分	課税対象	税率(額)
所得割	2年中の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額 (対象者個人ごと)	5.89%
均等割	加入者1人について	19,700円
平等割	国民健康保険加入世帯1世帯について	21,400円
課税限度額	上記の方法で計算した額の合計が63万円を超える場合は、63万円です。	

<後期高齢者支援金分>

区分	課税対象	税率(額)
所得割	2年中の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額 (対象者個人ごと)	2.37%
均等割	加入者1人について	6,700円
平等割	国民健康保険加入世帯1世帯について	7,300円
課税限度額	上記の方法で計算した額の合計が19万円を超える場合は、19万円です。	

<介護納付金分> 40~64歳の加入者の方のみが対象になります。

区分	課税対象	税率(額)
所得割	2年中の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額 (対象者個人ごと)	1.98%
均等割	加入者1人について	6,400円
平等割	国民健康保険加入世帯1世帯について	6,800円
課税限度額	上記の方法で計算した額の合計が17万円を超える場合は、17万円です。	

軽減額

国民健康保険加入者(擬制世帯主、旧国保被保険者を含む)の総所得金額が次の基準額に該当する方は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の均等割額と平等割額を軽減します。

軽減割合	軽減判定所得基準額
7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
5割	43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
2割	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下

納期限

第1期 6月30日 第2期 8月2日 第3期 8月31日 第4期 9月30日
 第5期 11月1日 第6期 11月30日 第7期 12月28日 第8期 1月31日
 第9期 2月28日 第10期 3月31日

年度途中で加入の場合には、手続きをした月の翌月の納期から納期限が設定されます。

“納税には便利な口座振替制度をご利用ください。”

国保年金課窓口、市民税課窓口または、市内に支店のある各銀行、信用金庫、農協、ゆうちょ銀行へ預金通帳と口座の印鑑をお持ちになって申込んでください。

お問い合わせ先 国保年金課国民健康保険担当
 電話 0463-82-9613

試算用

試算金額はあくまで概算であり、正式な国民健康保険税額は届け出日の翌月中旬ごろ通知いたします。また、市ホームページでも試算することが出来ます。

<医療給付費分>

区分	課税対象	
所得割	2年間の総所得金額等 基礎控除 税率 $(\quad) - 430,000円$ $(\quad) - 430,000円$ $(\quad) - 430,000円$ } × 5.89%	A・・・ ()
均等割	19,700円 × ()人	B ()
平等割	21,400円	C (21,400)
課税限度額	右の合計が63万円を超える場合は、63万円です。	A+B+C 年税額 (①)

<後期高齢者支援金分>

区分	課税対象	
所得割	2年間の総所得金額等 基礎控除 税率 $(\quad) - 430,000円$ $(\quad) - 430,000円$ $(\quad) - 430,000円$ } × 2.37%	A・・・ ()
均等割	6,700円 × ()人	B ()
平等割	7,300円	C (7,300)
課税限度額	右の合計が19万円を超える場合は、19万円です。	A+B+C 年税額 (②)

<介護納付金分> 40～64歳の加入者の方のみが対象になります。

区分	課税対象	
所得割	2年間の総所得金額等 基礎控除 税率 $(\quad) - 430,000円$ $(\quad) - 430,000円$ } × 1.98%	A・・・ ()
均等割	6,400円 × ()人	B ()
平等割	6,800円	C (6,800)
課税限度額	右の合計が17万円を超える場合は、17万円です。	A+B+C 年税額 (③)

医療給付費分年税額 ①() +	後期高齢者支援金分年税額 ②() +	介護納付金分年税額 ③()
100円未満切捨	100円未満切捨	100円未満切捨
3年度国民健康保険税年税額 = ()円		

※ 年度の途中で得喪があった場合は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれ月割りでかかります。

(年税額 × 該当月数 / 12)